

特集 3・11から3年 被災地の現状と課題□□福島

いっさいの線引きや
分断のない支援を

日本共産党福島県議会議員 神山 悅子

3・11の大震災・原発事故からまもなく3年になります。しかし、東京電力福島第一原発事故によつて、今もふるさとに戻れずにいる県民は、今年1月31日現在で14万人弱、県内に8万8000人、県外に4万8000人です。全国すべての都道府県に避難し、今年1月16日調査によれば、多い順に①東京都6500人、②山形県5700人、③新潟県4600人となつています。県外避難者には、避難指示区域外からの自主避難者も含まれて

原発事故で、くらし・生業・人生まで
も狂わされ

2011年3月12日、福島第一原発の1号～4号機が次つぎと爆発。県内はもちろん福島から数百kmも離れた県外にまで、放射性物質が広範囲に放出されました。

政府の指示で、原発立地町に避難指示命令が出されました。周辺自治体の浪江町には

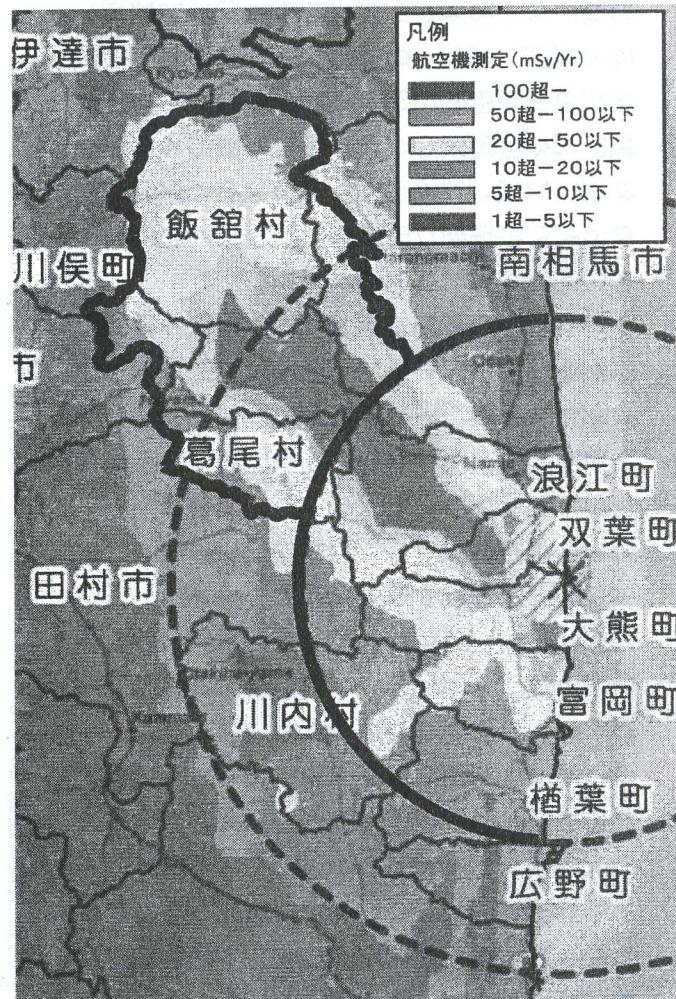
避難指示がなく、SPEEDIの情報も公開されず、浪江町民が避難した場所は線量が非常に高い地域だったのです。飯館村の全村避難、川俣町の山木屋地区の避難は、事故から1カ月以上も過ぎてからでした。私たちの故郷福島の美しい自然、海も山も田畠も汚され、仕事も奪われ、家族もバラバラにされ、人生まで狂わされました。

も経験したことのない「低線量被曝」を受け
続け、特に子どもがいる世帯にとつては、子
どもの将来の健康への不安が消えることはあ
りません。子ども・被災者支援法は、昨年よ
うやく成立したものの福島県内でも対象地域
を線引きしたのです。事故直後、福島県は18
歳以下の子どもの甲状腺検査を30年間実施す
ると表明。私たち日本共産党県議団は、福島
原発の10基廃炉と18歳以下の子どもの医療費
無料化を県議選の公約に掲げ、延期されて半
年後に実施した県議選では3人から交渉会派
の5人の県議団に躍進し、18歳以下の子ども
の医療費無料化が実現しました。

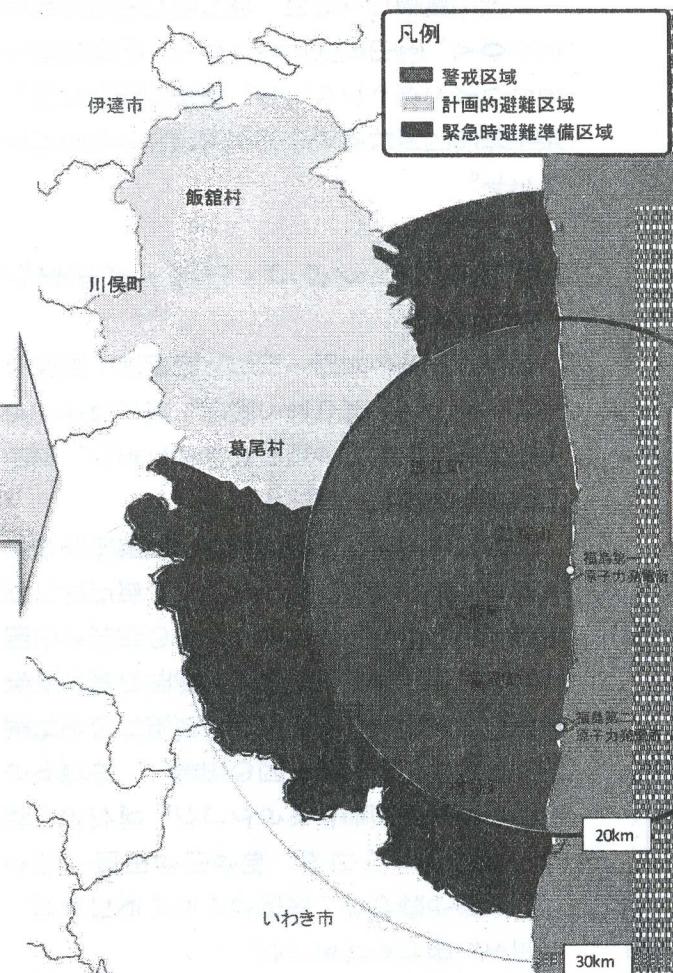
災害関連死は、この3年間で被災3県の中で最も多い1635人（14年1月末）に上り、すでに津波など自然災害による直接死1603人を上回っています。さらに、震災関連の自殺者は、内閣府調査によれば福島県は39人（3・11～昨年9月まで）。須賀川のキヤベツ農家をはじめ、全村避難になつた飯舘村の100歳を超えた高齢者、一時帰宅した際に焼身自殺した女性など、「原発事故さる

(参考1)避難指示区域の見直し前後の概念図

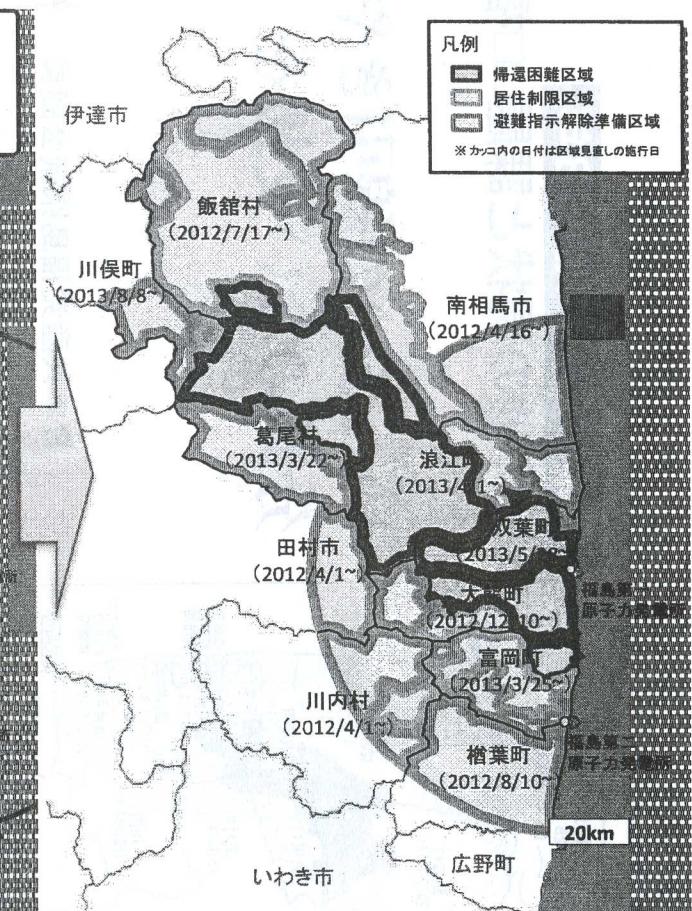
平成23年4月時点の
空間線量から推定された積算線量の分布



平成23年4月22日時点
(事故直後の区域設定が完了)



平成25年8月7日～現在
(区域見直し後)



います。私たちの聞き取りでは、仮設住宅や借り上げ住宅の家賃や医療費は今のところ免除されていますが、年金や貯金を取り崩して生活しているのが実態です。若い世帯との二重生活による家計負担も大きく、これに4月からの消費税増税が加われば、さらに苦しくなるのは必至です。

「住まい」への対応も遅れています。県が建設する災害復興公営住宅は、まだ着工したばかりで、計画の489戸のうち今年秋に完成するのはわずか500戸です。

指針は、あくまで目安にすぎません。「避難する人もしない人も、故郷に戻る人も戻らない人も、いつさいの線引きや排除を行わず、生活と生業が再建できるまで、国と東京電力が責任をもつて等しく支援することを大原則に定める（日本共産党26回大会報告）」よう、引き続き国と東電に求めていきます。

国の「エネルギー基本計画」に原発を据えるのは許されない

安倍政権は、再稼働と海外輸出へ大きく踏み出しています。そして、原発事故後2030年までに原発ゼロをめざすとした国の「エネルギー基本計画」を見直し、原発を基盤電源に据えるとしています。

福島原発は収束どころか、高濃度の放射能汚染水が今も海へ漏れ出ている危機的状況にあるのに、今年1月15日、東京電力が昨年末

に提出した今年7月からの新潟の柏崎刈羽原発の再稼働申請を政府が認めました。放射能汚染水漏れが続いた昨年、知事は「国家の非常事態」と批判。県議会は、9月県議会の全員協議会で「放射性物質で海を汚さない」ことを基本原則とし、国・東京電力に抜本対策を厳しく求めました。さすがに、国は東京電力まかせでなく、国が前面に立つとなつたものの、東京電力は存続させ、全国の原発を再稼働させる方針です。

「オール福島」のたたかいをさらに

原発事故でふるさとを追われ、着の身着のまま6、7回、多い人は10回以上も避難先を転々とさせられ、家族はバラバラになり、将来の見通しは立っていません。狭い仮設住宅でのくらしも「限界だ」との声があがっています。高齢者の病気や子どもたちの成長など、家族の状況が変化しているのに、「住み替え」を認めようとしません。これは、人権問題です。憲法の立場で、旧来の法律や制度の枠を乗り越えるたたかいを今後も続けていきます。

原発事故は、空間的にも、時間的にも、社会的にも多大な影響を及ぼす自然災害とはまったく違う「異質の危険」を伴うものだということを、福島県民は身をもって体験しています。私は、全国どの県でも福島県民のような苦しみを二度と味わってほしくありません。こんな悲惨な事故を起こした東京電力と、国策で原発を推進してきた国の責任は明確です。今後も子どもたちの健康支援、一人ひとりに寄り添った支援策、放射能汚染対策と福島原発全廃炉を「オール福島」で国・東京電力に求めていく決意です。

のままです。インフラ整備も、除染もまだままだ進んでいません。

避難区域外の市町村の除染は、計画に対しても38・6%程度。子どもたちは屋外で思い切り遊ぶことができず、全国比でも小中学生の体力低下と肥満傾向は著しく、県内小中学校の教室へのエアコン設置はようやくこれからです。避難指示区域の小中学校は、避難先の廃校や工場跡地で再開し、高校は、仮設のサテライト校から、2015年度、広野町に連携型の中高一貫校の開校を予定しています。

除染労働者や原発労働者へのピンハネが社会問題となり、作業員の健康管理や末端の労働者への賃金未払い問題を取り上げ、是正を求めてきました。原発に代わる再生可能エネルギーも地産地消、住民主導型の取り組みはようやく始まつたばかりです。

去年、避難指示解除準備区域になつた富岡町の自宅を見せてもらいました。家の中はネズミやイノシシが入り、動物のにおいが立ち込めていて、とても寝泊りできる状態ではありませんでした。駅周辺のガレキは撤去されましたが、津波被害を受けた3・11当時

なかつたら」と思わずにはいられません。

3・11以降、日本共産党と党県議団は、県内原発の全10基廃炉、事故収束宣言の撤回、放射能汚染水の危機的状況の打開、徹底した除染、完全賠償、県民と子どもの命と健康、被災者支援など、国や東京電力と対決し、東電まかせでなく国が全責任を果たすよう一貫して求めてきました。

「福島原発10基廃炉」では、県も県議会も一致しています。県内59市町村のうち原発立地の双葉地方を含む56市町村が、「福島原発全基廃炉を求める意見書・決議」を採択するなど、「オール福島」の声になっています。

そのきっかけは、3・11直後の6月定例県議会へ新婦人福島県本部が提出した「福島県内すべての原発廃炉を求める請願」でした。

新婦人の請願採択で「オール福島」が実現

事故直後、私たち県議団は、「福島原発第一、第二の全10基を廃炉に」と求めましたが、自民党や他党は爆発した1～4号機までしか廃炉を明言せず、国も東電も同じでした。2011年6月県議会で継続投票にされ、いた新婦人の請願は、9月県議会で企画環境委員会では否決とされたものの、最終本会議では全会一致で「採択」に。これは、延期された11月の県議選を直前にして各政党・各

県議の姿勢を問うことになったからです。

そして、知事にも決断を迫ることになりました。知事は、県議改選後の2011年12月県議会の冒頭、県議会の決断を受けて、「福島原発10基廃炉」を明言。県の総合計画にも「原発に依存しない社会をめざす」と明記しました。この一連の動きが、「オール福島」をつくる土台となりました。新婦人が、県議会と県政に果たした役割は大変大きいものでした。

今年1月31日、ついに福島第一原発5～6号機の廃炉が決定し、東京電力福島第一は1～6号機がすべて廃炉になりました。しかし、安倍首相は、残り第二原発の1～4号機の廃炉を未だ明言していません。第二原発は、津波被害を免れたとはい、あと数時間遅ければ、第一原発と同じだったと東京電力も認めています。福島原発全基廃炉を求める、今は、私たちは100万人署名運動に取り組んでいます。

原発再稼働と被災者支援の打ち切り
昨年末、安倍政権は、原子力災害からの福島復興の加速にむけて「復興指針（12月20日）」と「賠償指針第4次追補（12月26日）」を発表しました。

これらの指針には、この3年間私たちが県民運動で求めてきた「帰還の有無にかかわらず支援する」ことや、財物賠償では「再取得可能」な財物賠償を求め、住宅や宅地の賠償に一定反映されました。その一方で、故郷喪失の慰謝料は「帰還困難区域」に限定するなど、新たに「分断」が持ち込まれました。さらに、一人月額10万円の生活費増加分及び精神的損害賠償は、「避難指示解除後1年」で打ち切るとしています。

すでに、避難解除されている旧緊急時避難区域の南相馬市原町区、広野町、川内村の住民は、2012年8月で賠償が打ち切られて

解除準備区域」（年間被ばく線量20ミリ以下、一時帰宅可能）、「居住制限区域」（同20～50ミリ以下、一時帰宅可能だが宿泊は不可）、「帰還困難区域」（50ミリ以上、5年間帰還不可・原則立入りも不可）の3区域に再編されました（地図参照）。川俣町の昨年（2013年）8月7日で再編が完了しましたが、避難指示区域によつて賠償に差をつけるという「分断」を住民に持ち込んだため、再編がなかなか進まなかつたのです。